

不安だな、おかしいなと思ったら

消費者ホットライン

い や や ! 泣き寝入り!
☎ 188

お近くの消費生活センターなどの窓口を案内してくれます。

お近くの消費生活センター等



—

—

法テラス奈良

☎ 050-3383-5450

問合せの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口を無料で案内します。

奈良弁護士会・弁護士紹介センター

☎ 0742-22-2035

相談担当弁護士の事務所にて相談できます。消費者トラブル(クレジット・サラ金問題を除く)の相談は、原則として有料です。詳しくは、上記番号にてお尋ね下さい。

奈良弁護士会・高齢者障がい者支援センター

☎ 0120-874-737

奈良弁護士会の高齢者・障がい者向けの電話相談窓口です。
電話相談(無料)／火・木 午後1時30分～午後4時00分

奈良弁護士会 訪問取引お断りステッカー

訪問取引お断り
勧誘拒否



全ての訪問取引(訪問販売・買取り)の
勧誘を拒否します。訪問取引業者の方は、
直ちに、立ち去って下さい。

このステッカーを無視して
勧誘をした場合は、
奈良県消費生活条例第14条違反
となります。

奈良弁護士会・奈良県・法テラス奈良
奈良県社会福祉協議会
特定非営利活動法人なら消費者ねっと

- このステッカーは、訪問販売などの取引の勧誘を予めお断りしたいと考えている消費者の方を支援するために作成したものです。
- 屋外(玄関・門・インターホンのそば)の目立ちやすい、平らな場所に貼り付けてご使用下さい。

りようしゃ かた ～利用者の方へアドバイス～



ドアをすぐに開けてはいけません。まず、「どなたですか？」「何の御用ですか？」と聞きましょう。



セールスのときは、「ステッカーを貼ってあります。条例違反になります、お帰り下さい。」と伝えましょう。



知らない人、分からない用件のときは、ドアを開けない！玄関に入れない！



「点検」「景品のお渡し」などと本来のセールスの目的を隠す業者もいるので注意しましょう。



あとからセールスだと分かったときは、「いりません。お帰り下さい。」とはっきり伝えましょう。



すぐに帰ってくれないときには、警察や消費生活センターに通報しましょう。



一人で対応せず、知り合いの人にすぐに電話をして、アドバイスしてもらうのもよいでしょう。

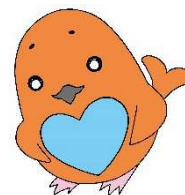
法律はどうなっているの？



ステッカーを無視して契約を勧誘することは、奈良県消費生活条例に違反することになります（奈良県消費生活条例第14条）。

特定商取引に関する法律で、「契約を締結しない旨の意思」を示した消費者への契約の勧誘は禁止されています（特定商取引に関する法律第3条の2第2項）。

もし契約してしまったら？



契約しても諦めないで下さい。訪問販売の場合、多くの取引では、8日間はクーリング・オフで、契約をなかったことにできます。

8日間を過ぎてしまっても、クーリング・オフができる場合もあります。また、契約を解除したり、取り消したりできる場合もあります。

一人で悩んだりせず、気軽に消費生活センターや弁護士に相談しましょう（契約前でも相談は可能です）。